

受 理 番 号	陳情第 3 6 号
件 名	広島市中央市税事務所〇〇〇〇所長の勤務時間中の私用行為及びこれに対する企画総務局人事部人事課のありえない調査対応及び広島市職員の勤怠管理システムの在り方について
要 旨	広島市はいわゆる「職員ファースト」の自治体である。広島市、職員の利益のためであれば平気で法を犯すし、職権を濫用する。令和 2 年には余りの職権乱用ぶりに公益法人赤心会は広島市を「反社会的組織」に指定した。広島市には肅清すべき綱紀が存在しないため、下記の事項を陳情する。 また、綱紀作成に際して勤怠管理が基本になると考えるので是非議会で検討していただきたい。 記 1 広島市中央市税事務所長〇〇〇〇は、特別滞納整理課長の時代、広島市中区宝町 2 番 1 号フジグラン広島内 4 階スポーツクラブフィットタ広島を、私が知る限り令和 5 年 7 月頃から令和 6 年 3 月 8 日までの期間、週 1 回以上の頻度で勤務時間内（午後 4 時 0 0 分から 5 時 1 5 分）に訪れ常習的に筋力トレーニングを行い、公務員の服務規定に背いて勤務を怠けた。〇〇〇〇は、管理職であり、勤務時間終了時には、課長席に居て課員の一日の業務報告を受けなければならないが、この義務を果たしていない。勤務時間内にサボって筋力トレーニングをしていることを隠し、給与（管理職手当含む）を受け取っているので刑法第 2 4 6 条詐欺罪に該当する。〇〇〇〇の上司であった當天紀和収納対策部長は欺もうされ〇〇が正当な業務をしていると信じていた。（錯誤）この誤認に基づき〇〇に給与が支払われている。 私と〇〇〇〇は、〇〇〇〇の職務上 1 0 年前から面識があった。〇〇〇〇は、前述のフィットタ広島で初めて私を見掛けた時から認知していたが、全く他人の素振りをし、私を無視し続けたと後に自供している。また、〇〇〇〇は私と初めて遭遇してからも悪びれず勤務中に通い続けたが、令和 6 年 3 月 8 日に〇〇〇〇が私との距離 1 メートルの場所で筋力トレーニングを始めたので私が声を掛けたところ〇〇〇〇であることが判明した。

要 旨	については、〇〇〇〇が勤務時間中に仕事をサボり筋力トレーニングをしていたことを、広島市職員勤怠管理システムにおける〇〇〇〇の履歴３年分の資料及びスポーツクラブフィット広島の〇〇〇〇入退館履歴３年分の資料を突合して明らかにすること。 ２ １の事実について企画総務局人事部人事課服務係岡崎悦史係長を令和６年４月１７日に市庁舎へ訪ね通報した。岡崎係長は鋭意調査し事実確認ができた暁には〇〇〇〇を懲戒処分に処することを約束した。ところがそれから２週間を経た令和６年５月２日岡崎係長から電話があり、〇〇〇〇本人に直接事情を聴取することもなく、〇〇〇〇に貸与しているパソコンの電源が定時後に適切に落とされていることから〇〇〇〇が怠けている事実はないなどと不問に付した。事実、前述の資料を突合することによってのみ可能であるところ、あろうことか人事部が組織的に隠蔽を図ったのである。 については、阪谷幸春企画総務局長、岡野浩子次長、児玉晃典人事部長、三嶋洋平人事課長、伊藤武史課長らも本件不始末につき連帯責任を負い懲戒処分の対象とすること。 ３ この度、岡崎服務係長との面談の中で、広島市職員の勤怠管理システムには決定的な不備があることが判明した。職員は朝出勤すると個々に貸与された机上のパソコンの電源を入れ勤怠管理システムを開帳し出勤ボタンをクリックすることで出勤時間が記録される。ところが、退勤時にはこのような作業を必要とせず、退勤時間も記録されない。このような不十分なシステムは〇〇〇〇のような不屈きな職員にとっては格好の不正の温床となっている。この点を岡崎服務係長に指摘したところ、職場の課員が相互監視してそのような不正はそもそも発生しようがないと答えた。「相互監視」と言えば、戦前の「向こう三軒両隣」の監視体制、北朝鮮などの相互監視を想起させる。勤怠管理システムがそのような性善説に基づく緩いものであれば、明日は我が身と見て見ぬ振りが横行することは火を見るより明らかである。 については、退勤時間の打刻を義務付けること。
------------	--